

ふらの農業委員会だより vol.41

令和3年6月

【発行】富良野市農業委員会

電話 0167(39)2323

FAX 0167(39)2331

★主な内容

- 会長 就任挨拶（1ページ）
- 農業委員の紹介・担当地区（2～3ページ）
- 農業委員会総会日程・賃貸料情報（4ページ）



辞令交付式の様子

就任挨拶



富良野市農業委員会

会長 及川 栄 樹

富良野市農業委員会の任期満了に伴い新農業委員6名を含む23名が北市長より辞令の交付を受け、令和3年4月1日より今後3年にわたる新農業委員会体制がスタートしました。私は総会において会長に就任し、今後の富良野市農業委員会の最高責任者として法令順守を原則に責務を果たしていく所存です。

さて、昨年より新型コロナウイルスの流行により「観光と農業のまち富良野市」においても宿泊・飲食等の観光産業においては、自粛要請の影響等による経済的打撃を被っていますが、高収益作物の作付水準の高い富良野農業においては最小限の打撃でした。

しかしながら依然として、担い手確保・農家戸数及び農家人口の減少・従事者の高齢化・後継者不足等の課題が数多く存在しています。

当農業委員会としても意欲ある担い手への農地流動化の促進、老後生活に備えての農業者年金の加入促進強化に加え、アグリパートナー対策においてはJ・Aとの連携強化を柱に活動していきます。農業者の公的代表機関の役割として各関係機関・団体と密接に連携を図りながら委員が一致協力して農業委員会の使命でもあります農地利用の最適化に向けて取り組んでまいりますので、皆様方の更なるご指導・ご協力をお願い申し上げ就任のご挨拶と致します。

新しい農業委員が任命される

令和3年3月31日の任期満了に伴い、4月1日に新しい農業委員が任命され、同日に行われた農業委員会総会で会長に及川栄樹氏、会長職務代理者に杉村鉄也氏が互選されました。また、各農業委員の所属部会・担当地区も決まり、今後3年間の新しい体制がスタートしました。※()内は、任期



副部長
佐藤 輝夫
山部(2)

変化の多い農業情勢ですが、地域農業をしっかりと守れる様に努力していきたいと思っています。



副部長
前田 秀保
東部(2)

地域農業の発展と向上のために努力したいと思いますので、よろしくお願い致します。



部長
岡田 憲雄
東山(3)

変化の多い農業情勢ですが、法令に基づき、農地・景観のバランスのとれた富良野農業の向上に努めさせていただきます。

農地部会



会長職務代理者
杉村 鉄也
山部(3)

法令順守に努め、富良野のこれからの農業、農村を持続的に発展出来るよう頑張ります。



会長
及川 栄樹
中央(7)

地域の代表として法令順守を基本に、信頼される農業委員会及び農業委員に努めます。



仁原 憲和
東山(2)

変化する農業情勢の中、地域農業の発展・向上のため努力していきたいと思っていますので、よろしくお願い致します。



今村 丈哲
西部(2)

今期は担当地域が変更となりますが、地域の農業活性化のため農用地の利用集積・農業振興に力を尽くします。



小川賀津博
西部(6)

地域農業の発展と、優良農地の確保のため法令順守で、地域の代表として努力していきます。



渡辺 昌彦
中央(初)

農業委員として、地域農業の発展と向上に努力して参りますので宜しくお願い致します。



猫山 幸稔
東部(初)

今回初めて農業委員となり、わからないことばかりですが、地域農業の発展のために努めて参りますのでよろしくお願い致します。



副部長
日間 敏行
山部(2)

地域農業の発展と向上に積極的に取り組み、次代の方に繋がるよう努力します。



副部長
佐々木雅志
西部(2)

初心に戻り法令順守の下で地域農業振興に努力したいと思いますので、よろしくお願い致します。



部長
中元 修
東山(4)

変化の多い農業情勢ですが、地域一丸となって常に発展出来る様、努めさせていただきます。

農政部会



小林 賢次
市街(2)

農地利用集積計画等を迅速に定めるために、富良野市が実施する地籍調査事業の推進にも協力してまいります。



増田 郁哉
東山(2)

地域の代表として優良農地の確保と農用地の利用集積等に努めていきたいと思っています。



藤野 和紀

東部(2)

日々変化する農業情勢をしっかりと捉え、将来の富良野農業の方向性を導いて参ります。



福永 伸二

西部(初)

地域農業の発展と維持向上に向け、1年目ですが精一杯努力していきますので皆様方の御理解と御協力を宜しくお願い致します。



坂口 邦夫

山部(初)

富良野農業の発展のため、次世代へ繋がる農業のため、法令順守に基づき、地域の方々のお役に立てる様、精進して参ります。



萩原 秀行

東山(3)

地域農業の発展と適正な農地の斡旋に努めます。又、地域の担い手の育成の向上のため、委員として頑張ってまいります。



山形 真一

東部(2)

地域の景観・環境を守りながら農業振興のために努力し、皆様のお役に立てるよう頑張っていきたいと思っています。



井上 透

中央(3)

地域農業の活性化、次世代へ夢と希望のもてる地域づくりに努力したいと思ひます。よろしくお願ひ致します。



清水 直樹

東部(初)

地域農業の維持・発展のために、皆様の協力をいただきながら活動していきたいと思ひますのでよろしくお願い致します。



宮川 隆

中央(初)

地域農業発展のため、農地確保、利用の最適化を図り、担い手が夢と希望を持って農業に取り組めるよう努力していきます。

農地・担い手・農業者年金・家族経営協定等に関する相談は、各地区の農業委員にご相談下さい。

地区	氏 名	☎	担当地区	※	地区	氏 名	☎	担当地区	※
西部	小川賀津博	23-5936	東・西学田二区、旧学田一区 清水山	16	山部	杉村 鉄也	42-3209	山部北星	43
	佐々木雅志	22-3812	学田三区、島ノ下	9		佐藤 輝夫	42-2619	山部桜丘、山部中央	45
	福永 伸二	23-5559	上・中・下御料	14		天間 敏行	42-2050	山部共進	21
	今村 丈哲	22-3665	上・中・下五区	52		坂口 邦夫	42-2626	山部南陽	21
中央	宮川 隆	22-3903	南扇山、布部	19	東山	増田 郁哉	27-2671	東山	34
	井上 透	22-3593	西扇山、北扇山	25		萩原 秀行	28-2433	西達布あやめ、たちばな すみれ、つつじ	28
	及川 栄樹	23-5738	南大沼1、西・東鳥沼	42		仁原 憲和	28-2233	西達布のぎく、おもと しらはぎ	31
	渡辺 昌彦	23-4481	北大沼、南大沼2	16		岡田 憲雄	27-2259	老節布松南	18
東部	猫山 幸稔	29-2356	富丘	10		中元 修	27-2402	老節布北進、平沢	19
	藤野 和紀	29-2254	富丘更生、八幡丘	5	市街	小林 賢次	22-5303	富良野市内	
	山形 真一	29-2509	布礼別	25					
	前田 秀保	29-2916	北麓郷、東麓郷	15					
	清水 直樹	29-2861	西麓郷、南麓郷	24	計	23名			

注) ※内の数字は、担当地区における農家戸数

令和3年度 富良野市農業委員会総会 開催予定日

※開催日・開催場所については変更になる場合があります。

委員会議案提出期限	農業委員会総会（於：富良野文化会館 大会議室）	
令和3年4月12日(月)	第614回農業委員会総会	令和3年4月23日(金)
令和3年5月10日(月)	第615回農業委員会総会	令和3年5月21日(金)
令和3年6月10日(木)	第616回農業委員会総会	令和3年6月25日(金)
令和3年7月12日(月)	第617回農業委員会総会	令和3年7月26日(月)
令和3年8月10日(火)	第618回農業委員会総会	令和3年8月24日(火)
令和3年9月9日(木)	第619回農業委員会総会	令和3年9月24日(金)
令和3年10月13日(水)	第620回農業委員会総会	令和3年10月26日(火)
令和3年11月11日(木)	第621回農業委員会総会	令和3年11月26日(金)
令和3年12月10日(金)	第622回農業委員会総会	令和3年12月24日(金)
令和4年1月11日(火)	第623回農業委員会総会	令和4年1月21日(金)
令和4年2月14日(月)	第624回農業委員会総会	令和4年2月25日(金)
令和4年3月11日(金)	第625回農業委員会総会	令和4年3月25日(金)

富良野市の農地賃貸料情報

令和2年1月から12月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料水準（10a当り）は、以下の通りとなっています。

【田（水田）の部】

締結（公告）された地区名	平均額	最高額	最低額	データ数
富良野西部・中央全域	9,600円	12,000円	6,500円	27件
山 部 全 域	4,400円	6,000円	2,100円	59件
東 山 全 域	4,600円	4,900円	4,000円	15件
富良野東部全域	2,900円	3,000円	2,500円	7件
（参考）富良野市平均	5,800円	—	—	108件

【畑（普通畑）の部】

締結（公告）された地区名	平均額	最高額	最低額	データ数
富良野西部・中央全域	3,000円	4,700円	1,000円	29件
山 部 全 域	2,900円	5,000円	1,000円	22件
東 山 全 域	3,000円	5,200円	1,700円	25件
富良野東部全域	2,300円	3,000円	2,000円	6件
（参考）富良野市平均	2,900円	—	—	82件

- ※1 データ数は、集計に用いた筆数である。
 ※2 金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としている。
 ※3 （参考）富良野市平均額は、各区分の平均値（四捨五入前）をデータ数により加重平均した値である。
 ※4 データ数5件未満は情報提供対象外とする。
 ※5 富良野東部全域は八幡丘・富丘・布礼別・麓郷区域とする。
 ※6 富良野西部・中央全域は山部・東山・富良野東部全域を除いた地域とする。

農業者年金の「現況届」を忘れずに！

▶ 提出期間：6月1日(火)から6月25日(金)

▶ 提出先：農業委員会事務局(市役所2階)、山部支所・東山支所

現況届は、現在農業者年金を受給されている方が、引続き年金を受給する資格があるかどうかを確認するため、毎年1回必ず提出しなければならない大切な届出です。



現況届が期限内に提出されないときは、11月の支払いから提出されるまでの間、年金の支払いが差し止められますのでご注意ください。

○氏名は自署してください。(押印不要)

○代理の方が記入される場合、「受給権者の欄」及び「代理人の欄」もご記入ください。

○記入を間違った場合⇒二本線を引き、余白に書き直してください。(訂正印は不要)

○住所を変更した場合⇒住所変更の手続きをお近くのJAで行ってください。

○受給権者の方がお亡くなりになっている場合⇒現況届の提出は不要です。ご遺族の方が死亡届等の手続きをお近くのJAで行ってください。

記入例

農業者年金受給権者現況届

00-000
〒000-0000

農業者年金受給権者現況届

XXXXXXXX# XXXXXX
(新ったり、汚したりしないでください)

令和3年6月中 に あなたの住所地の農業委員会 にご提出ください
「受給権者の欄(氏名等)」をご記入ください

受給権者の欄	
氏名 (自署)	農 年 一 郎
生年月日	大正 昭和 27 年 4 月 15 日
住所	東京 港区 赤坂西新橋 1-6-21 電話番号(03)-(3502)-(3945)

ご本人が自ら署名・記入ができないため、親族等の代理人の方が記入されるときは、下記の「代理人の欄」も記入してください

代理人の欄	
氏名	農 年 太 郎
受給権者との関係	子
住所	東京都港区赤坂西新橋 1-6-21 電話番号(03)-(3502)-(3945)

① 氏名を自署してください(押印不要)

② 生年月日・現在の住所・電話番号をご記入ください
住所を変更した方は、新しい住所地のJA(農業協同組合)に「住所変更届」(様式第20号)をご提出いただきますよう、お願いします
(この現況届では住所変更のお手続きはできません)
※記入を間違えた場合は、二本線で消し、余白に記入し直してください(訂正印はいりません)

③ 代理人の方が記入される場合、「受給権者の欄」及び「代理人の欄」もご記入ください

農業者年金に加入しましょう!!

老後の生活を安心サポート!

メリット 1

女性に優しい

- 奥様も単独で入れます。
- 女性農業者の長い老後をしっかりサポートします!
- 女性農業者の老後の安心は自分で確保
- 家族経営協定で保険料補助も

メリット 2

若年層には 手厚い政策支援 (保険料補助)

- 国民年金第1号被保険者等の農業者年金への加入要件に加え、
- 39歳までに加入
 - 農業所得が900万円以下
 - 認定農業者で青色申告者等を満たせば受けられます

メリット 3

税制面で 大きな優遇

- 支払った保険料は全額社会保険料控除の対象となります

■農業者年金に加入すれば ～農業者年金の受給額(年額)の試算～

加入年齢	納付期間	保険料 納付総額	年金額(年額)		想定さえる受給総額	
			男性	女性	男性	女性
20歳	40年	960万円	76万円	64万円	1,624万円	1,717万円
30歳	30年	720万円	50万円	42万円	1,078万円	1,139万円
40歳	20年	480万円	30万円	25万円	638万円	675万円
50歳	10年	240万円	13万円	11万円	284万円	301万円

※上のケースは、通常加入で保険料月額2万円で加入し、65歳までの運用利回りが2.5%、65歳以降の予定利率が0.25%となった場合の試算です。受給総額は65歳での農業者年金加入者について想定している平均余命を考慮し、男性86.5歳、女性92.0歳まで生存した場合の金額です。

※運用利回りは、加入後の経済変動により上下します。制度発足以降の18年間(令和元年度まで)の運用利回りの平均は、年率2.55%です。

予定利率は毎年度、農林水産省告示により定められ、令和3年度は0.25%となっています。

※各金額は単位未満を四捨五入により表示しています。

■保険料控除分の節税額の目安(所得税・住民税・復興特別所得税)

課税対象所得	税率	保険料月額2万円 (年額24万円)の場合	保険料月額6万7千円 (年額80万4千円)の場合
195万円以下	15.1%	3万6千円	12万1千円
195万円超330万円以下	20.2%	4万8千円	16万2千円
330万円超695万円以下	30.4%	7万3千円	24万4千円

※保険料支払分で控除される所得税+復興特別所得税+個人住民税の額の試算です。

保険料支払後も保険料支払い前と適用される税率に変更がないものとして試算しています。

家族経営協定と農業者年金の政策支援

青色申告をしている認定農業者と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者、後継者については国庫補助を受けての加入が可能となります。次の3点を家族経営協定に定める必要があります。

- ① 利益の分配が経営主と配偶者・後継者にきちんと行われること。
- ② 経営を継承する場合は経営主と配偶者・後継者双方の合意によること。
- ③ このほか、農業経営に関する基本的事項(規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様など)について経営主と配偶者・後継者の合意で行われること。